

情報セキュリティポリシーに関するFAQ

最終更新日 2021.7.1 情報政策課情報セキュリティ室情報セキュリティ係

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
1	O1情報セキュリティポリシーの適用範囲	非常勤職員 司法委員 参与員		第1章の第1	司法委員となるべき者や参与員となるべき者は非常勤職員に含まれますか。	[REDACTED]	H30.11.30	1
2	O1情報セキュリティポリシーの適用範囲		対策基準 3. 2 3. 3	第1章の第2	裁判所で取り扱う情報のうち、[REDACTED]に該当するのは、それぞれ具体的にどのような情報ですか。	[REDACTED] [REDACTED]判別・判断方法については、ガイドブック図表2の「基本的なフローチャート」にわかりやすく記載されていますので、同図で御確認ください。	H30.11.30	2
3	O1情報セキュリティポリシーの適用範囲	書面 対象 適用範囲 同一の情報		第1章の第3	情報セキュリティポリシーの対象として扱う必要がありますか。	[REDACTED] なお、裁判部門と司法行政部門間の情報の移動時の考え方については、掲載順26を参照してください。	H31.4.15	25

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
4	O1情報セキュリティポリシーの適用範囲	裁判事務 司法行政事務 司法行政目的 KEITAS		第1章の第3	総務課の職員貸与パソコンにおいて [REDACTED] [REDACTED]は情報セキュリティポリシーの対象になりますか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] なお、一度[REDACTED]の考え方については、掲載順25を参照してください。	H31.4.15	26

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
5	01情報セキュリティポリシーの適用範囲	情報システム ユーザサポート 格付 明示 提供の許可 パスワード		第1章の第3	<p>を取り扱う情報システムに関して、ユーザサポートに問合せ等のメールをすることがありますが、このような情報は、[REDACTED]のどちらにあたりますか。</p> <p>また、このような情報をやり取りするに当たって、どのようなことに留意すればよいですか。</p>	[REDACTED] <留意事項について> [REDACTED]	R1.6.17	38

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
6	01情報セキュリティポリシーの適用範囲	MINTAS KEITAS ユーザサポート 格付明示 パスワード		第1章の第3	MINTAS及びKEITASにおける、ユーザサポートへの問合せは、 して行うことになっています。掲載順38の内容によると、 であるところですが、MINTAS等における問合せにあたってどのような点に留意する必要がありますか。	[REDACTED]	R1.6.17	39
7	02情報の区分	格付明示 裁判所外へ提供		第2章の第3の2(1)	裁判所外へ情報を提供する場合についても、格付の明示を行う必要がありますか。	[REDACTED]	H31.4.15	27

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参考箇所	ガイドブック 参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
8	02情報の区分	格付 明示 メール 添付ファイル メール本文	対策基準 3.2.2	第2章第3 の2の(1)	情報セキュリティガイドブックには「[REDACTED] [REDACTED]」という方法が記載されていますが、電子メールにファイルを添付する場合は、メール本文の情報と添付ファイルの情報のどちらを基準として格付すればよいですか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	R1.5.27	29
9	02情報の区分	メール 機密性 格付 署名 電話番号 内線番号 メールアドレス	対策基準 3.2.1(1)	第2章第3 の1の(2)	電子メールで取り扱う情報の格付について、[REDACTED] [REDACTED] が、そのようなメール自体は、機密性2情報にあたると考えてよいか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	R1.5.27	30
10	02情報の区分	経過措置 格付 明示	対策基準 付記3		改定情報セキュリティポリシーの施行前に他の局課や他の部署が作成した情報について、施行後、提供、運搬その他の取扱いをする際には、その都度、担当部署に格付を確認し、取り扱う者において格付を明示するという取扱いが必要になるか。 また、提供、運搬その他の取扱いとは、執務室内で完結する決裁の参考として文書を印刷して利用するような場合も含まれるのか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	R1.5.27	31

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参考箇所	ガイドブック 参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
11	02情報の区分	格付 明示漏れ	対策基準 3.2.2	第2章の第3 の2	格付の明示について、次のような場合はどのように対応すればよいですか。 (1)格付漏れがあった場合	[REDACTED]	R1.5.27	32

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参考箇所	ガイドブック 参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
12	02情報の区分 03情報の取扱い	格付 格付の変更 明示 機密性 施行先 提供先		第2章の第3 の2の(3)	<p>例えば次のような場合など、格付の決定（仮の決定を含む。）を機密性1から機密性2に変更した場合にはどのような手続が必要になりますか。</p> <p>①意思決定の途中段階から最終の意思決定までの間に格付を変更した場合</p> <p>②既に変更前の格付に基づいて、情報を提供をしていた場合</p> <p>③既に変更前の格付に基づいて、情報の周知（文書の交付等）をしていた場合</p>	[REDACTED]	R1.5.27	33

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
13	03情報の取扱い	施行前の情報 過去の情報	対策基準 H30.11.30 付け付記3	第3章	施行日前に既に存在している情報についても格付等を明示する必要があるのですか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]必要があります。 (対策基準の付記第3項に経過措置について記載しています。)	H30.11.30	3
14	03情報の取扱い	保存場所 支部 独立簡裁	対策基準 3. 1. 2の (1)	第3章の第 2の2「情報 の保存」 の(1)	が設置されていない支部・独立簡裁において、情報（電子データ）の保存（バックアップの保存も含む。）はどうなすればよいですか。ネットワークHDD等を購入して利用してもよいですか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	H30.11.30	4
15	03情報の取扱い	運搬 執行官	対策基準 3. 3. 3の (1) 通知 第6の1	第3章の第 3の3< の運 搬に必要な 手続>の(1)	執行官が、特定の事件に関する調査、現況調査報告書案等の電子データを当該事件が係属するA庁とは別のB庁に運搬する際にも、[REDACTED]を得る必要がありますか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	H30.11.30	5
16	03情報の取扱い	上訴記録 運搬 [REDACTED]	対策基準 3. 3. 3の (1)	第3章の第 3の3< の運 搬に必要な 手続>	上訴記録を送付する際、記録に添付されている電子データ（書証等）を送付することは[REDACTED]を得る必要がありますか。	[REDACTED]	R1.6.17	40

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参考箇所	ガイドブック 参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
20	03情報の取扱い	支給外端末 共用 情報処理	対策基準 5. 3. 1 5. 3. 3 通知 第14 第15 第17	第3章の第 3の5の(4)	裁判所外での情報処理を行うために許可を得る 裁判所支給外端末は、家族と共にしてもいいですか。	こうした事故を防ぐために、次の点に注意してください。 ① 家族間でアカウントを共有しないようにする。これにより、家族の誰かがウイルスに感染したりファイル共有ソフトをインストールしたとしても、別の家族のデータへの影響を低くすることができます。 ② 通常時は一般ユーザ権限で利用する。これにより、危険性の高いソフトウェアを家族が不用意にインストールする可能性を低くすることができます。 (総務省「国民のための情報セキュリティサイト」より) ※ ※ 一般ユーザ権限と管理者権限：管理者権限はそのパソコンに対する全ての操作を行えますが、一般ユーザ権限は、システムの設定やソフトウェアのインストールなどセキュリティに影響する一部の操作が制限されます。	H30.11.30	9
21	03情報の取扱い	支給外端末 持込み 情報処理	対策基準 5. 3. 3の (2) 通知 第14の2 第17の2	第3章の第 3の5の(2)	裁判所支給外端末を職場に持ち込んで判決の起案をする場合の必要な手続等を教えてください。	※ ※ ※ ※	H30.11.30	10

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
22	03情報の取扱い	支給外端末 執行官 情報処理	対策基準 5. 3. 3の (1) 通知 第14の2 第17の1	第3章の第 3の5の(2)	執行官が裁判所支給外端末を執行官室に持ち込んで調書や現況調査報告書などを作成する場合、どのような手続を経る必要がありますか。	[REDACTED]	H30.11.30	11
23	03情報の取扱い	支給外端末 執行官 情報処理	対策基準 5. 3. 3の (1) 通知 第14の2 第17の1	第3章の第 3の5の(2)	執行官室で購入して同室に備え置かれている裁判所支給外端末に事件データを入力するなどして事件受付事務等を行う場合、どのような手続を経る必要がありますか。	[REDACTED]	H30.11.30	12
24	03情報の取扱い	支給外端末 専門委員 情報処理	対策基準 5. 3. 1 5. 3. 3の (1) 通知 第14 第15の1 第17の1	第3章の第 3の5の(2)	専門委員が裁判所支給外端末を利用するに当たって、本務庁の情報セキュリティ責任者の許可を得ている場合には、併任庁には許可を得なくて済し支えないですか。 また、先に併任庁で許可を得た場合に、重ねて本務庁で許可を得る必要がありますか。	[REDACTED]	H30.11.30	13

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
25	03情報の取扱い	ファックス 提供	対策基準 3. 2. 5 3. 3. 3	第3章の第 4の3	裁判所職員以外の第三者に、()を ファックスで送信する場合も()を 得る必要がありますか。 ※	[REDACTED]	H30.11.30	14
26	03情報の取扱い	提供 提供に代わる 決裁	対策基準 3. 2. 5の (2)	第3章の第 4の3 < [REDACTED] [REDACTED]の提供に 必要な手続 >の(1)(2)	裁判員候補者選任の事務のため、選挙管理委員会など地方公共団体等と、()のやり取りを行います。この場合でも()が必要なのですか。 ※	[REDACTED]	H30.11.30	15

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
27	03情報の取扱い	提供 公表予定の情報	対策基準 3. 2. 5 3. 3. 3	第3章の第 4の3	自らが起案した職務に関連する文書について、掲載原稿として当該文書の電子データ又は出力した書面を出版社に直接提供します。いずれ出版され公表されることが予定されていますが、情報セキュリティポリシー上、どのような手続をとる必要がありますか。	出版が予定されている原稿であっても、公表前である以上、以下のとおり、情報セキュリティポリシー上の手続をとる必要があります。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	H30.11.30	16
28	03情報の取扱い	提供 判決要旨 出版社	対策基準 3. 3. 3の (2)	第3章の第 4の3< [REDACTED] [REDACTED]>の 提供に必要な手続>の (1)	裁判官自身が出版社に判決要旨を提供する場合は、提供の届出は必要ですか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	H30.11.30	17

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
29	03情報の取扱い	提供 メールアドレス	対策基準 3. 1. 3の (1)	第3章の第 4の4の(1)	裁判所外の者とメールをやり取りする際ににおいて、 パスワード等の措置を講ずる必要がありますか。	[REDACTED]	H30.11.30	18
30	03情報の取扱い	メール送受信 私的メール 個別の許可	対策基準 4. 2. 7. 1の(2)のア 同(3)のア	第3章の第 5の3の(2) (3)	[REDACTED]	[REDACTED]	H30.11.30	19
31	03情報の取扱い	メール送受信 私的メール	対策基準 4. 2. 7. 1の(4)	第3章の第 5の4	私的メールアドレスを利用して要機密情報等を送受信する場合において、「[REDACTED]」(ガイドブック)とあります が、「[REDACTED]」方がよいですか。 ※	[REDACTED]	H30.11.30	20

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
32	03情報の取扱い	メール送受信 私的メール 保存	対策基準 4. 2. 7. 1 の(4)	第3章の第 5の4の(3)	私的メールアドレスを利用して要機密情報等を 受信した場合において、 とされていますが、これは のです。 ※	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	H30.11.30	21
33	03情報の取扱い	メール送受信 執行官 提供 私的メール 情報処理	対策基準 4. 2. 7. 1 の(4)	第3章の第 5の4	執行官（総括執行官を除く。）は、許可を受けた執行官室の裁判所支給外端末で、裁判所外の電子メールサービスを利用して、裁判所の職員以外の第三者（評価人等）との間で要機密情報等を送受信することはできますか。 ※	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	H30.11.30	22
34	03情報の取扱い	支給外端末 J・NET回線 情報処理	対策基準 4. 2. 8		裁判所支給外端末をJ・NET回線に接続することはできますか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	H30.11.30	23

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
35.	03情報の取扱い	外部電磁的記録媒体 非常勤職員 私物 事務の遂行に必要不可欠	対策基準 3.1.4(1) 同(3) 同4.2.9(1)	第3章の第3 の3 同第3の4の (2)	非常勤職員が自宅等で情報処理を行うに当たり、要機密情報等を運搬する際に非常勤職員の私物のUSBメモリを職員貸与パソコン等に接続することは許容されますか。 また、運搬の際の[REDACTED]などのようにしたらよいでしょうか。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	R1.5.27	34

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
38	03情報の取扱い	メール送受信 提供	対策基準 4.2.7.1 の(1) 3.1.3 3.2.5 3.3.3 通知第6, 第 12	第3章の第 5の3 第3章の第 4の3	訴訟代理人（弁護士、司法書士）との期日調整等の場面で、裁判所のメールアドレスを利用して代理人と電子メールでやり取りを行うことは情報セキュリティポリシー上問題がありますか。また、可能な場合、どのような手続が必要ですか。	訴訟代理人等職務上必要のある相手方との間で、期日調整等の事務のために電子メールをやり取りすることは、情報セキュリティポリシー上問題はありません。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] ※ メール送信時に必要な措置については、掲載順42を参照してください。	R3.7.1	41

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参考箇所	ガイドブック 参考箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
39	03情報の取扱い	メール送受信提供	対策基準 4.2.7.1 の(1) 3.1.3 3.2.5 3.3.3 通知第6, 第12	第3章の第5の3 第3章の第4の4	訴訟代理人（弁護士、司法書士）に対し、裁判所の電子メールを利用して、要機密情報等を送信する際にどのように注意する必要がありますか（どのような措置が必要ですか。）。	裁判所の電子メールを利用して、要機密情報等を送信する場合には、以下の点に留意してください。 ※【】内は、情報セキュリティガイドブック該当頁	R3.7.1	42
40	03情報の取扱い	メール送受信提供	対策基準 4.2.7.1 の(1) 3.1.3 3.2.5 3.3.3 通知第6, 第12	第3章の第5の3	訴訟代理人等裁判所外からのメールを受信する際に必要な手続はありますか。	メールを受信する際に必要となる手続はありません。	R3.7.1	43

表示順	分類	キーワード	総長通達 対策基準 通知 の参照箇所	ガイドブック 参照箇所	質問	回答	掲載日	掲載順
41	04職員が利 用する情報処 理端末	ID サーバ サインイン	対策基準 4. 2. 2				H30.11.30	24
42	04職員が利 用する情報処 理端末	支給外端末の 利用 OS アンチウイル スソフトウェ ア スマートフォ ン	対策基準 5.3.3	第3章の第3 の5の(4)			R1.5.27	37
43	05その他	年1回 許可 届出 裁判所支給外 端末 経過措置				各府における判 断が難しい場合には、情報セキュリティ係まで照会して ください。	H31.4.15	28